○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、特定登録調査機関の先行技術調査業務の一部を休止する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月一日

特許庁長官　小野　洋太

一　登録番号　第十一号

二　特定登録調査機関の名称　株式会社ＡＩＲＩ

三　業務休止期間　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四　先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社ＡＩＲＩ　目黒支所

東京都品川区上大崎三丁目三番一号

五　休止しようとする先行技術調査業務の区分　十三（一般機械）、十五（搬送）、十六（繊維包装機械）、二十（無機化学）、二十三（半導体機器）、二十四（生命工学・医療）、二十七（プラスチック工学）、二十八（高分子）、三十（有機化合物）、三十三（情報処理）、三十七（映像システム）、三十八（画像処理）及び三十九（電気機器）

○国土交通省告示第二百六十五号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路の種類	路線名	区間	備考
一般国道	百四十四号	吾妻郡嬬恋村大字鎌原字陣場乙六百五十九番から同村大字田代字猪ケ原千二十五番十一まで	関越自動車道と上信越自動車道を連絡する地域高規格道路の一部
一般国道	百六十七号	志摩市磯部町五知字本田元七十一番一から鳥羽市白木町字北ノ谷二十三番八まで	志摩市と鳥羽市を連絡する道路
山梨県道	主要地方道甲府笛吹線	笛吹市石和町小石和字神明百二十四番一から同市八代町南字渋田二千九百四番一まで	笛吹市と新山梨環状道路を連絡する道路
千葉県道・茨城県道	主要地方道野田牛久線	柏市小青田一丁目五番一から守谷市大柏字中坪二百九十八番三まで	常磐自動車道と国道三百五十四号を連絡する道路の一部
恵那市道	雀子ヶ根鏡山線	恵那市大井町字雀子ヶ根二千八十七番百七十から同市大井町字鏡山二千十八番九十四まで	恵那市と中央自動車道を連絡する道路の一部
恵那市道	大井町百一号線	恵那市大井町字中田二千百六十番から同市大井町字雀子ヶ根二千八十七番二百二十一まで	恵那市と中央自動車道を連絡する道路の一部
恵那市道	大井町二百十三号線	恵那市大井町字原二千百九十四番百六十二から同市東野字白坂四千百三十九番まで	恵那市と中央自動車道を連絡する道路の一部
安来市道	今村四号線	安来市飯島町字毛津田六十四番三から同市飯島町字横屋百二十五番まで	安来市と山陰自動車道（安来道路）を連絡する道路の一部
安芸太田町道	イロハ線	山県郡安芸太田町大字津浪字下之原四十三番二から同町大字津浪字中之原二百二十八番五まで	安芸太田町と中国自動車道を連絡する道路の一部
安芸太田町道	津浪巡回線	山県郡安芸太田町大字津浪字下之原六十三番四から同町大字津浪字中之原二百四十三番七まで	安芸太田町と中国自動車道を連絡する道路の一部
安芸太田町道	イロハ線	山県郡安芸太田町大字津浪字下之原四十三番二から同町大字津浪字丸山一万五百九十五番四から同町大字津浪字丸山一万五百九十五番四まで	安芸太田町と中国自動車道を連絡する道路の一部
安芸太田町道	津浪巡回線	山県郡安芸太田町大字津浪字下之原七十一番三から同町大字津浪字下之原七十五番一まで	安芸太田町と中国自動車道を連絡する道路の一部

○国土交通省告示第二百六十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四五八号	分部　久	富山県	令和七年三月十七日	七尾水先区
第二〇〇一五〇号	西　俊明	兵庫県	令和七年三月十七日	内海水先区
第二〇〇一五一号	角田　真一	兵庫県	令和七年三月十七日	内海水先区
第二〇〇一五二号	小阪　晃育	和歌山県	令和七年三月十七日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇一五三号	渡辺周大郎	東京都	令和七年三月十七日	伊勢三河湾水先区

○国土交通省告示第二百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

稲倉石川及び十二号の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十四年建設省告示第六百八十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道古平郡古平町大字沢江町

国有林三三二九林班リ小班　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十二号までを順次結んだ線及び標柱七号と十二号を昭和四十四年建設省告示第六百八十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道古平郡古平町大字沢江町

国有林三三三〇林班い小班　七号及び十一号

国有林三三三〇林班ロ小班　八号から十号まで

国有林三三三〇林班ロ小班　十二号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十三号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十六号を昭和四十四年建設省告示第六百八十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道古平郡古平町大字沢江町

国有林三三三〇林班い小班　十三号から十四号まで及び十六号

国有林三三三二林班い[2]小班　十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

発足川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道岩内郡共和町宮丘の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯四三度〇四分二五秒九四〇五
二点	東経一四〇度三四分二六秒八一二二 北緯四三度〇四分二五秒九六四六
三点	東経一四〇度三四分二七秒一三五九 北緯四三度〇四分二八秒〇三〇六
四点	東経一四〇度三四分二六秒八二三六 北緯四三度〇四分二八秒〇四八七
五点	東経一四〇度三四分三〇秒三三一三 北緯四三度〇四分二七秒八〇三一
六点	東経一四〇度三四分三二秒五一八八 北緯四三度〇四分二七秒四〇三一
七点	東経一四〇度三四分三五秒五〇九六 北緯四三度〇四分二六秒七三七〇
八点	東経一四〇度三四分三七秒九六八一 北緯四三度〇四分二六秒〇三四三
九点	東経一四〇度三四分三七秒五四四四 北緯四三度〇四分二四秒一〇一四
十点	東経一四〇度三四分三三秒五八〇四 北緯四三度〇四分二三秒八九九〇
十一点	東経一四〇度三四分二八秒七〇九一 北緯四三度〇四分二三秒七九三九
	東経一四〇度三四分二七秒四六四一